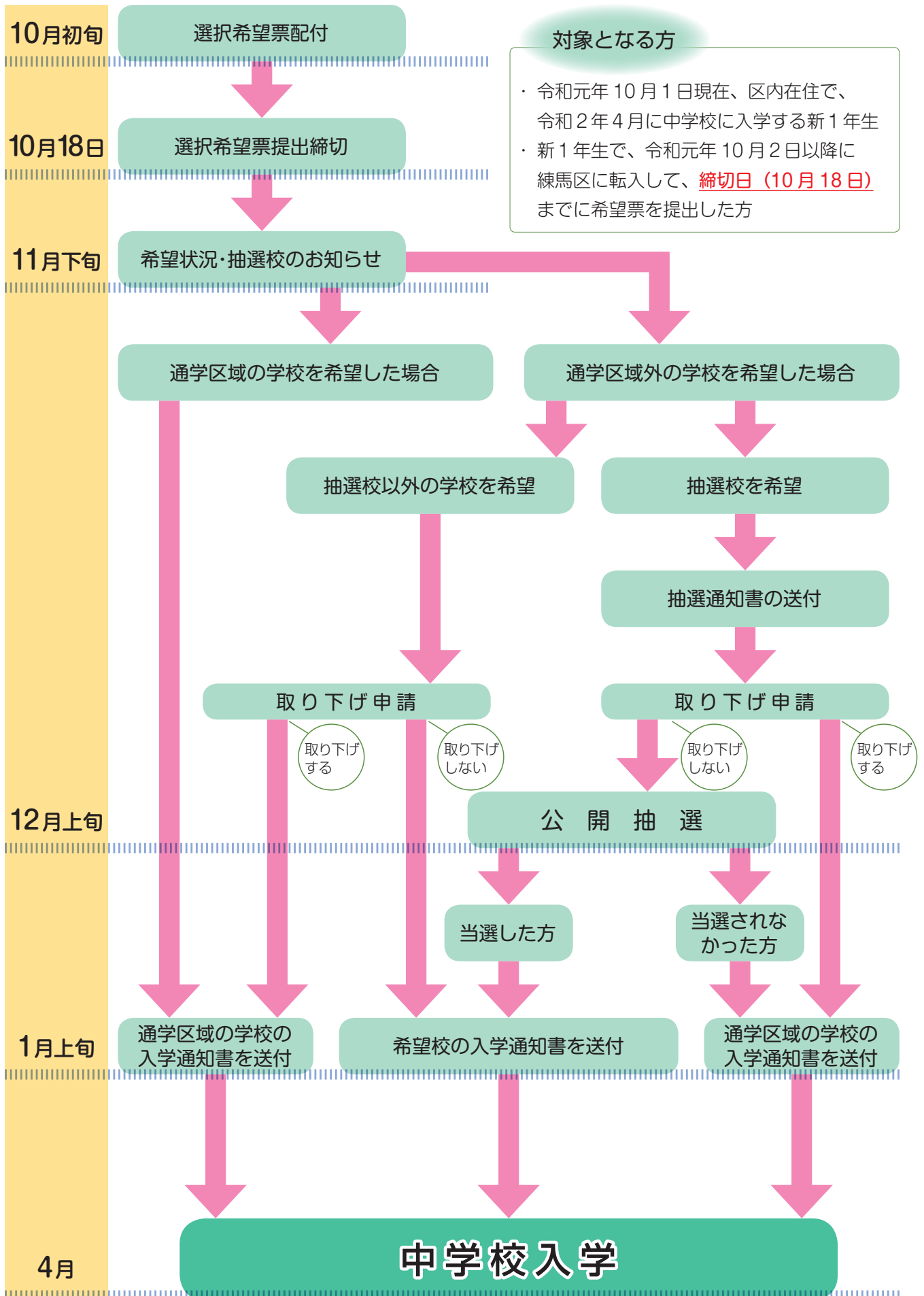


「学校選択制度」の流れ



選択希望票の配付と提出

- 令和元年10月初旬から対象者全員に希望票を配付します。
区立小学校に通っている方には小学校を通じて配付します。
区立以外の小学校に通っている方には郵送により配付します。
- 必要事項を記入して、提出ください。**未記入や未提出の場合は、通学区域の学校を指定します。**
- 選択希望票は、**令和元年10月18日（金）までに必ずご提出ください。（厳守）**
- 区立小学校に在籍の方は、学校の指定する期日までに在籍小学校に提出してください。
- 区立以外の小学校に在籍の方は、10月18日（金）までに同封の返信用封筒で返送ください（厳守）。練馬区教育委員会学務課学事係（区役所12階）まで、持参いただくことも可能です。
- **区立中学校に進学する予定がない方も、全員が希望票を提出してください。**
希望票は進学先把握のための重要な資料です。お手数ですが、国立・都立・私立中学校に進学する予定の方、区外に転出する予定の方も選択希望票を提出ください。

学校選択制度での学校選択

- 区立中学校33校から1校のみ選択できます。第2希望の制度はありません。
- 学校を選択できるのは新入学時の学校選択制度の一度だけです。いつでも学校を選択できるわけではありません。

特別支援学校・特別支援学級へ 進学希望の方

- 特別支援学校・特別支援学級への進学が確実な方は、選択希望票にその旨をお書きください。
- 特別支援学校・特別支援学級への入学・入級相談中で、入学・入級が不確定な方は、通常級に進学したと仮定して希望する区立中学校を選択希望票にお書きください。

希望票集計結果の公表と 希望の取り下げについて

- 11月下旬に希望票の集計結果と抽選実施校に関する案内を配付します。
区立小学校に通っている方には小学校を通じて配付します。
区立以外の小学校に通っている方には郵送により配付します。
- 配付後、一週間程度の期間を設け、通学区域外の学校を希望した方について、希望の取り下げ申請を受け付けます（希望校の抽選の有無は問いません）。**希望の取り下げを行った場合は、通学区域の学校への入学となります。**
- 取り下げ期間や方法等については、11月下旬に配付する希望票の集計結果と抽選実施校に関する案内と一緒にお知らせします。

受け入れ可能人数と当選者数

- 各学校の受け入れ可能人数枠は原則として40人（1学級）です。ただし、通学区域内の学齢者数等を考慮し、通学区域外からの受け入れが難しい場合は、必要に応じて受け入れ可能人数枠を制限します。
- 新中学1年生のうち、例年約2割が国立・都立・私立中学校に進学します。そのため、各学校の受け入れ人数枠に対し、あらかじめ当選者数を多く設定し、この数を上回る希望があった場合に抽選を行います。
- 令和2年度入学の受け入れ人数の制限校と、受け入れ可能人数・当選者数は次のとおりです。

受け入れ可能人数	当選者数	該当校
40人	50人	下記以外の中学校
30人	40人	谷原中学校
20人	25人	石神井西中学校・大泉中学校
10人	15人	該当校なし

抽選

- 通学区域外からの希望者が、上記の当選者数を超えた学校は公開抽選を行います。抽選は通学区域外から当該校を希望した方のみを対象として行います。
- 抽選対象の方には、郵送で案内を送付します。
- 抽選の結果は区ホームページで公開すると共に対象者に郵送で通知します。公開抽選の参加は任意で、不参加の不利益はありません。

入学通知書の送付

- 入学する中学校の「入学通知書」を1月上旬に送付します。「**入学通知書**」は、**入学式当日**に学校に提出いただく大切な書類です。入学まで保管し、必ず中学校に提出してください。